

21 三代目陸軍軍医総監石黒忠恵と新潟県長岡素封家高橋家

岩下 哲典

東洋大学文学部

東洋大学(以下、本学)の創設者井上門了を支援した人物に、三代目陸軍軍医総監石黒忠恵と新潟県長岡素封家高橋九郎がいた。三人はともに越後国出身で、高橋九郎家文書は、本学井上門了記念博物館が所蔵している。高橋家文書のなかに九郎宛石黒書簡が93通ほどあり、全文を解読することができた。

その中には、石黒が高橋のもとめに応じて、手紙による医療指導を行っていること、政治的な指導や利殖、また、珍しい食材の食べ方や茶道指南など、これまであまり知られていない石黒の側面を垣間見ることができる書簡があった。

そこで今回は、高橋の子息の病気に関して石黒の見立てと施薬に関して紹介した(岩下哲典「ベルツの重篤患者診察と石黒忠恵の遠隔地医療指導」片桐一男編『洋学史研究別冊 対外関係と医学・医療』洋学史研究会, 2020年)。大正5年4月22日付の高橋九郎宛て石黒忠恵書簡には以下のようにある。()は解読者の注記。

本日は御令息御結納御濟被成大賀仕候、さて、承候得へ者、先日来少々御病氣にて其症状を考ふるに軽度之腸出血、又ハ腎臓病ニ者無之やと被存候、付てハ其いつれニ致し候ても少くも弐ヶ月位は静養不被成候てハ、遂ニ大事ニ至り可申ニ付、此際静養か第一之必要ニて、されは正式婚礼之義秋季迄御延し被成候事、よろしかるべくと存候、唯今之處、当地ニてハ致約束候は、神宮而已ニ付、唯今之内ニ候ハ、十円も遣候ハ、解約無差支と存候、紅葉館、松はく所とも、いまた約束者不仕候、又若も婚姻を被急候などは、此際嫁を御両親同伴、上京為致、小石川御別荘ニて内祝言いたし、表向之披露^(露カ)遠^(マ)は秋季ニまわし候てハ如何ニ候や何ニ致せ、此際御上京いろいろ心をもみ差図被成候事ハ、或者病機^(マ)を進め可申ニ付、御差扣被成候事必要ニ候、依て先以て

○ ○ ○○○○○(強調のための小さな○と思われる)

第一ニ来ル五月二十四日□□(判読不能)三時、神宮婚式ハ(先日)其儘(申入通り)ニ致置くか、又ハ其約束を解くかを御申越可被下候、其儘ニいたし置候義ニ候ハ、別ニ御申遣に不及候得共、解くとなれば可相成早く御申越可被下候、又御病氣之状況ニより友二郎君、一寸帰省相致候て、可然かとも被存候、右、早申入候也

大正五年四月廿二夜

忠恵

九郎様

(第一カ)

二白、呉々も安静か第二候、精神と身体と共に大安静を要候

最初に、高橋の息子の結納への賀詞を書いている。そして、おそらく高橋から息子の体調が思わしくないこと、その症状を聞いて、「軽度之腸出血、又ハ腎臓病」ではないかと診断している。いずれにしても二カ月ぐらいの静養が必要で、そうでなければ「遂ニ大事ニ至り可申ニ付」、この際静養が第一である。したがって正式婚礼は秋まで御延しになったほうが「よろしかるべく」とする。高橋は、当然、近隣の医師にもかかっていたと思われるが、石黒にも医師としての診断意見を求めたのであろう。今日、セカンドオピニオンや遠隔医療が言われているが、この時期にも、心理的に近い医師がいればこうしたことが行われていたことが理解される。医療が身近な人たちにあっては、セカンドオピニオンや遠隔地医療が特別なことであったとは思われなかった。

手紙ではこのあと、石黒が結婚式場の予約に関して、明治神宮のみを予約していることを伝えている。解約金は10円とする。また嫁と両親を上京させ、小石川の屋敷で内祝言して披露宴は秋にすればよいとも言っている。ただ、神宮の解約は早い方がよいとする。おそらくそうした状況もあって、高橋の方は手紙で症状の診断を依頼し、石黒が答えたものと思われる。確かに特殊な事例だが、ここにも、医療が大いに身近になった大正期の状況を伺うことができるのである。

当時石黒は東京に、高橋は長岡なので、遠隔地にあつて医療指導を行っている事例と言えよう。親しい間の遠隔地医療指導という制約はあるが、こうした事例をどのように考えたらよいのか、諸賢のご教示を賜れば幸いである。